

地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 開催要綱

第1 趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、内部統制制度、監査基準による監査等の規定が整備された。内部統制及び監査は、表裏一体となつて地方公共団体の業務の適切な遂行に資するものであることから、これらに関し制度化された事項について一体的に詳細な検討を行うため、「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

第2 構成員

研究会は、別紙1のメンバーをもって構成する。

また、研究会とは別に、内部統制制度及び監査委員が定める監査基準について研究するための会議を、別に定めるところにより各々開催することとする。

第3 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 会議は非公開とするが、会議終了後に議事概要を作成し、公表することとする。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 内部統制部会 開催要綱

第1 趣旨

地方公共団体における内部統制に関する方針の策定や、これに基づく必要な体制の整備等に関し具体的な検討を行うため、「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 内部統制部会」（以下「内部統制部会」という。）を開催する。

第2 構成員

内部統制部会は、別紙2のメンバーをもって構成する。

第3 部会長

- (1) 内部統制部会に、部会長1人を置く。
- (2) 部会長は、会務を総理する。
- (3) 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 部会長は、内部統制部会を招集し、主宰する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、必要な者に内部統制部会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 会議は非公開とするが、会議終了後に議事概要を作成し、公表することとする。

第5 その他

- (1) 内部統制部会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、内部統制部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 監査部会 開催要綱

第1 趣旨

監査委員が定める監査基準について総務大臣が示す指針等に関し具体的な検討を行うため、「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会 監査部会」（以下「監査部会」という。）を開催する。

第2 構成員

監査部会は、別紙2のメンバーをもって構成する。

第3 部会長

- (1) 監査部会に、部会長1人を置く。
- (2) 部会長は、会務を総理する。
- (3) 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 部会長は、監査部会を招集し、主宰する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、必要な者に監査部会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 会議は非公開とするが、会議終了後に議事概要を作成し、公表することとする。

第5 その他

- (1) 監査部会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、監査部会に関し必要な事項は、部会長が定める。